

広情個審第28号

令和元年7月1日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年9月5日付け広指建第39号で諮問のあったこのことについては、別添
のとおり答申します。

（諮問第224号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成29年9月5日付け広指建第39号の諮問事案（諮問第224号事案）

平成29年5月17日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月31日付け広指建第17号で行った公文書部分開示決定に対する同年6月8日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人の審査請求書等における主張は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件開示請求について、実施機関が行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、全部を開示するよう求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

かき船「かなわ」（以下「本件船」という。）は慰霊を冒とくするものであり、広島市は住民に説明責任を有する。

本件船の離岸については、市民への重要な説明責任がある。

自走可能か不可能か、構造物かの判断に資する情報を隠蔽する理由はない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書等における主張は、次のとおりである。

次の(1)から(3)までに掲げる情報が記載された部分は、それぞれ次の理由により不開示情報に該当することから、条例第8条第1項及び第11条第1項に規定されているとおり、開示しないこととした

ものである。

(1) 着脱作業を行った法人の名称

本件船の事業者（以下「本件事業者」という。）から委託を受けて着脱作業を行った法人（以下「本件作業法人」という。）の名称は、法人の請負等の営業活動の内容に関する情報であり、公にすることにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を害すると認められるものであるため、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

(2) 本件作業法人の担当者の氏名及び印影並びに着脱作業を行った作業員の氏名及び肖像が写った写真の部分

当該情報は、いずれも個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第1号に規定する不開示情報に該当する。

(3) 着脱作業の場所、その実施状況、接続部分の構造及びその位置が写った写真の部分

当該情報は、本件作業法人の技術上のノウハウ等に関する情報であり、公にすることにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を害すると認められるものであるため、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 着脱作業を行った法人の名称について

本件事業者から委託を受けて着脱作業を行った本件作業法人の名称は、本件事業者の営業活動における取引先との関係に関する情報であり、公にすることにより本件事業者の競争上の地位を害するおそれのある情報に該当する。

したがって、上記情報は条例第7条第2号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

(2) 本件作業法人の担当者の氏名及び印影並びに着脱作業を行った作業員の氏名及び撮影された容貌について

本件作業法人の担当者の氏名及び印影並びに着脱作業を行った作業員の氏名及び撮影された容貌は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

したがって、上記情報は条例第7条第1号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

(3) 着脱作業の場所、その実施状況、接続部分の構造及びその位置について

着脱作業の場所、その実施状況、接続部分の構造及びその位置のうち、不開示とした部分は、本件事業者及び本件作業法人の営業上及び技術上のノウハウ等に関する情報であり、公にすることにより本件事業者及び本件作業法人の競争上の地位を害するおそれのある情報に該当する。

したがって、上記情報は条例第7条第2号に該当し、実施機関が開示しないことは妥当である。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 2 9 . 9 . 5	広指建第39号の諮問を受理（諮問第224号で受理）
H 3 1 . 2 . 1 9 (第1回審査会)	第1部会で審議
H 3 1 . 3 . 1 9 (第2回審査会)	第1部会で審議
H 3 1 . 4 . 1 8 (第3回審査会)	第1部会で審議
R 1 . 5 . 1 5 (第4回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁 護 士
片 木 晴 彦 (部会長)	広 島 大 学 大 学 院 法 務 研 究 科 教 授
ジ ョ ー ジ ・ R ・ ハ ラ ダ	広 島 経 済 大 学 経 済 学 部 教 授